

令和7年度 定期接種(A類)一覧

予防接種の種類		対象者	標準的な接種期間(※1)	回数	接種間隔	備考	予診票
ロタウイルス	1価(ロタリックス)	出生6週0日後から出生24週0日後までの間	初回接種は、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間	2回	27日以上	・出生15週0日後以降の初回接種は安全性が確立されていない。出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい ・経口接種後に接種液を吐き出しても追加で投与の必要はない	持参(問診手帳)
	5価(ロタテック)	出生6週0日後から出生32週0日後までの間	初回接種は、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間	3回	27日以上		
B型肝炎		1歳に至るまでの間	生後2か月に至った時から生後9か月に至るまでの期間	初回:2回 追加:1回	初回:27日以上 追加:1回目から139日以上		持参(問診手帳)
小児の肺炎球菌(15価/20価)		生後2か月から生後60か月(5歳)に至るまでの間	初回接種:生後2か月から生後7か月に至るまでの間	初回:3回	初回免疫:生後24か月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて3回接種	・令和6年10月より、小児の肺炎球菌感染症の予防として使用するワクチンに、20価ワクチン(沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)が追加された。10月以降は、「15価」または「20価」のワクチンが使用されることになる。 ・初回接種開始時の月齢ごとに接種回数が異なる。左記以降の月齢については下記参照。 (1)初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間 初回接種:およそ1か月おきに2回接種 追加接種:初回接種が終わった後、最後の接種から60日以上あけた上で、生後12か月以降に1回接種 (2)初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 60日以上の間隔をおいて2回接種 (3)初回接種開始時に生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間(2歳～5歳未満) 1回接種	持参(問診手帳)
			追加接種:生後12か月から生後15か月に至るまでの間に初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回	追加:1回	追加免疫:初回接種終了後60日間以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降に1回接種		
五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)		第1期:生後2か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間	第1期初回:生後2か月から7か月に至るまでに開始し、20日から56日までの間隔をおいて	3回	20日以上の間隔をおいて	四種混合又はヒブの接種が完了していない場合、残り回数を五種混合で接種が可能	持参(問診手帳)
			第1期追加:初回接種終了後から6か月から18か月までの間隔をおいて	1回	第1期初回接種(3回)終了後、6か月以上の間隔をおいて		
・四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) ・三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) ・不活化ポリオ		第1期:生後2か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間	第1期初回:生後2か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間	3回	20日以上(標準的には20日から56日までの間隔)	生後2か月以降できるだけ早期に接種を開始する	持参(問診手帳)
			第1期追加:第1期初回接種(3回)終了後12か月から18か月までの間隔をおく	1回	第1期初回接種(3回)終了後、6か月以上		
ヒブ		生後2か月から生後60か月(5歳)に至るまでの間	初回接種:生後2か月から7か月に至るまで	初回:3回	【初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間】 ・初回接種:27日以上(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には27日(医師が必要と認めた場合には20日)から56日までの間隔をおいて3回行う ・追加接種:初回接種終了後7か月以上、標準的には7か月から13か月までの間隔をおいて1回行う ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後12か月に至るまでに行う。それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射後、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回行う	初回接種開始時の月齢ごとに接種回数が異なり、左記以降の月齢については以下のとおり (1)初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間 初回接種:およそ1か月おきに2回接種 追加接種:初回接種が終わった後、最後の接種から60日以上あけた上で、生後12か月以降に1回接種 (2)初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 60日以上の間隔をあけて2回接種 (3)初回接種開始時に生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間(2歳～5歳未満) 1回接種	持参(問診手帳)
			追加接種:初回接種終了後7か月から13か月までの間隔をおく	追加:1回			
二種混合(ジフテリア・破傷風)		第2期:11歳以上13歳未満	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		接種量は0.1ml 小学6年生の学年で接種できなかった場合、13歳になる前までに接種を行う	持参(送付)
BCG(結核)		1歳に至るまでの間	生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間	1回			持参(問診手帳)
麻しん風しん混合(MR)		第1期:生後12か月から生後24か月に至るまでの間		1回		1期の予防接種は、生後12か月を過ぎたらできるだけ早期に接種を行う	持参(問診手帳)
		第2期:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間		1回			
		第5期:昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性		1回		風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く	
水痘(水ぼうそう)		生後12か月から生後36か月に至るまでの間	1回目の注射:生後12か月から生後15か月に達するまで 2回目の注射:1回目の注射終了後6か月から12か月までの間隔をおく	2回	3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)	水痘に罹患している場合は、免疫を獲得しているものと考えられるため基本的には対象から外れる。 既に任意で接種を受けている場合は、その回数を考慮し接種を行う	持参(問診手帳)
日本脳炎		第1期初回:生後6か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日以上(標準的には6日から28日まで)		持参(問診手帳)
		第1期追加:生後6か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	初回接種終了後6か月以上(標準的にはおおむね1年経過した時期)		
		第2期:9歳以上13歳未満	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		平成19年4月2日から平成21年10月1日生※で、日本脳炎1期予防接種(3回)を完了していない方を対象とした特例措置については、令和6年4月1日現在で、対象の方はすべて13歳以上のため、特例措置は終了	持参(申請)
		特例	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人で、日本脳炎予防接種4回(1期3回、2期1回)を完了していない人 ※令和6年4月1日現在においては平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人 接種期限 20歳に達する日の前日まで				
子宮頸がん(HPV)		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3回	1か月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回	ただし、当該の接種間隔をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5か月以上、かつ2回目の注射から2か月半以上の間隔をおいて1回行う	持参(送付)
			13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間		2か月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回	ただし、当該の接種間隔をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3か月以上の間隔をおいて1回行う	
			13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	2回	(15歳までに1回目を接種する場合)6か月の間隔をおいて2回	ただし、当該方法をとることができない場合は、5か月以上の間隔をおいて2回行う	
			13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3回	(15歳になってから1回目を接種する場合)2か月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回	ただし、当該方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3か月以上の間隔をおいて1回行う	
キャッチアップ		平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれで、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンの接種を1回以上受けていて、合計3回受けていない女子	接種の対象に該当する方は、令和8年3月31日まで、HPVワクチンを公費で接種可能	上記2価、4価、9価を参照			持参(申請)

(※1)“標準的な接種期間”とは、定期接種実施要領(厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)により、市町村に対する技術的な助言として定められている

定期接種(A類)